

改 正 案	現 行
<p>別表第三（第二百四条関係）</p> <p>毒薬</p> <p>生薬、動植物成分及びそれらの製剤（略）</p> <p>生物学的製剤及び抗菌性物質製剤</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 ドキソルピシン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、<u>バイアル中ドキソルピシンとして五〇mg力価以下を含有する</u>ものを除く。</p> <p>七～八（略）</p> <p>無機薬品及びその製剤（略）</p> <p>有機薬品及びその製剤（略）</p> <p>劇薬</p> <p>生薬、動植物成分及びそれらの製剤（略）</p>	<p>別表第三（第二百四条関係）</p> <p>毒薬</p> <p>生薬、動植物成分及びそれらの製剤（略）</p> <p>生物学的製剤及び抗菌性物質製剤（略）</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 ドキソルピシン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、<u>バイアル中ドキソルピシンとして二〇mg力価以下を含有する</u>ものを除く。</p> <p>七～八（略）</p> <p>無機薬品及びその製剤（略）</p> <p>有機薬品及びその製剤（略）</p> <p>劇薬</p> <p>生薬、動植物成分及びそれらの製剤（略）</p>

生物学的製剤及び抗菌性物質製剤

一〇十一の二 (略)

十一の三 ドキソルビシン又はその塩類の製剤であつて一バイアル中ドキソルビシンとして五〇mg力価以下を含有するもの

十一の四〇十一の八 (略)

十二〇十六 (略)

無機薬品及びその製剤 (略)

有機薬品及びその製剤

一〇十一の十五 (略)

十一の十六 右旋性三・一七 ジメチルモルフィン(別名ジメモルファン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一錠中右旋性三・一七 ジメチルモルフィンとして一〇mg以下を含有するもの

(2) 一カプセル中右旋性三・一七 ジメチルモルフィンとして五mg以下を含有するもの

(3) 右旋性三・一七 ジメチルモルフィンとして〇・二五%以下を含有するシロップ剤

生物学的製剤及び抗菌性物質製剤

一〇十一の二 (略)

十一の三 ドキソルビシン又はその塩類の製剤であつて一バイアル中ドキソルビシンとして二〇mg力価以下を含有するもの

十一の四〇十一の八 (略)

十二〇十六 (略)

無機薬品及びその製剤 (略)

有機薬品及びその製剤

一〇十一の十五 (略)

十一の十六 右旋性三・一七 ジメチルモルフィン(別名ジメモルファン)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一錠中右旋性三・一七 ジメチルモルフィンとして一〇mg以下を含有するもの

(2) 一カプセル中右旋性三・一七 ジメチルモルフィンとして五mg以下を含有するもの

(3) 右旋性三・一七 ジメチルモルフィンとして〇・二五%以下を含有するシロップ剤

十一の十七 エクリズマブ及びその製剤

十一の十八 一・三・五(一〇) エストラトリエン 三・一

七 ベータ ジオール^{II}三 「ビス (ニクロロエチル)

カルバメート」^{II}七 リン酸エステル(別名リン酸エストラムスチン)、その塩類及びそれらの製剤

十一の十九 (略)

十二の六十二 (略)

六十二の二 (±) 四 (五・六・七・八 テトラヒドロイミダゾ「一・五 a」ピリジン 五 イル) ベンゾニトリル (別名フアドゾール)、その塩類及びそれらの製剤

六十二の三 N ュニ「(ハS) 一・六・七・八 テトラ

ヒドロ ニH インデノ「五・四 b」フラン ハ イル」

エチルγプロパンアミド(別名ラメルテオン)及びその製剤

。ただし、一錠中N ュニ「(ハS) 一・六・七・八

テトラヒドロ ニH インデノ「五・四 b」フラン ハ

イル」エチルγプロパンアミド8mg以下を含有するものを除く。

十一の十七 一・三・五(一〇) エストラトリエン 三・一

七 ベータ ジオール^{II}三 「ビス (ニクロロエチル)

カルバメート」^{II}七 リン酸エステル(別名リン酸エストラムスチン)、その塩類及びそれらの製剤

十一の十八 (略)

十二の六十二 (略)

六十二の二 (±) 四 (五・六・七・八 テトラヒドロイミダゾ「一・五 a」ピリジン 五 イル) ベンゾニトリル (別名フアドゾール)、その塩類及びそれらの製剤

六十二の四 テトラヒドロ ー H ー 四 ジアゼピン ー 四 (五 H) ジプロパノールビス (三・四・五 トリメトキシベンゾエート) (別名ジラゼブ)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 一個中テトラヒドロ ー H ー 四 ジアゼピン ー 四 (五 H) ジプロパノールビス (三・四・五 トリメトキシベンゾエート) として 100 mg 以下を含有する内用剤
- (2) テトラヒドロ ー H ー 四 ジアゼピン ー 四 (五 H) ジプロパノールビス (三・四・五 トリメトキシベンゾエート) として 10% 以下を含有する内用剤

六十二の五 六十二の十八 (略)

六十三 六十九の五 (略)

六十九の六 バシリキシマブ及びその製剤

六十九の七 パニツムマブ及びその製剤

七十 パラアセトアミノフェノール及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 一個中パラアセトアミノフェノール 0.3 g 以下を含有

六十二の三 テトラヒドロ ー H ー 四 ジアゼピン ー 四 (五 H) ジプロパノールビス (三・四・五 トリメトキシベンゾエート) (別名ジラゼブ)、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 一個中テトラヒドロ ー H ー 四 ジアゼピン ー 四 (五 H) ジプロパノールビス (三・四・五 トリメトキシベンゾエート) として 100 mg 以下を含有する内用剤
- (2) テトラヒドロ ー H ー 四 ジアゼピン ー 四 (五 H) ジプロパノールビス (三・四・五 トリメトキシベンゾエート) として 10% 以下を含有する内用剤

六十二の四 六十二の十七 (略)

六十三 六十九の五 (略)

六十九の六 バシリキシマブ及びその製剤

七十 パラアセトアミノフェノール及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 一個中パラアセトアミノフェノール 0.3 g 以下を含有

するもの

(2) パラアセトアミノフェノール二%以下を含有するシロツ
ブ剤又はエリキシル剤であつて一容器中パラアセトアミノ
フェノール〇・六g以下を含有するもの

(3) パラアセトアミノフェノール〇・〇二%以下を含有する
体外診断薬

七十一〜百三十六 (略)

するもの

(2) パラアセトアミノフェノール二%以下を含有するシロツ
ブ剤又はエリキシル剤であつて一容器中パラアセトアミノ
フェノール〇・六g以下を含有するもの

(3) パラアセトアミノフェノール〇・〇二%以下を含有する
体外診断薬

七十一〜百三十六 (略)